個人情報の取り扱いに関する通知書（例）

關於蒐集及處理個人資料的要件通知書（範例）

本邦では訪日外国人による医療費の未払いを抑止するため、保険医療機関で未払いを発生させた訪日外国人受診者が、本邦へ再び入国しようとする際に厳格な入国審査を実施しています。

在日本為了抑止外國旅客滯納醫療費用，將對曾在醫療保險機關發生未繳費情況的外國患者進行嚴格的入國審查。

そのため、日本にお住まいでない患者様で、かつ日本の公的保険に加入されていない患者様の個人情報は、今般の診療に係る医療費をお支払いいただけない場合には、厚生労働省、出入国在留管理庁、その他患者様の本邦への入国に係る業務に従事する官公署に提供することがあります。

對此，非居住於日本且未加入日本公有醫療保險患者如滯納是次診察的醫療費，其個人資料將提交給厚生勞動省、出入境管理局以及其他與該患者出入日本相關的公務行政機關。

提供される個人情報は下記の通りです。一部の情報をパスポートより取得しますので、診療を開始する前にパスポートの提示をお願いいたします。

提交的個人資料如下。由於部分資料取自護照，請在接受診察前提供護照。

* 氏名、国籍、性別、生年月日

姓名、國籍、性別、出生年月日

* パスポート番号

護照號碼

* 医療費を請求した年月日

醫療費用發生日

* 不払いになっている医療費の情報（金額、請求回数、滞納期間）

滯納的醫療費明細（金額、催繳次數、逾期期間）

提供された個人情報は、医療機関において厳重に管理され、未収金を発生させた場合のみ、厚生労働省を通して、出入国在留管理庁に提供され、今後の入国審査において活用されます。なお、入国審査以外の目的で個人情報が使用されることはありません。

所提交的個人資料，會在醫療機關嚴密妥善管理的情況下，僅在醫療費用滯納時透過厚生勞動省向出入境管理局提出，以供日後的入境審查時使用，且不會用於除入境審查之外的其他目的。